

福岡県医第1287号(保)
平成16年10月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



プロスタグランジンI₂製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う
在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

標記の件につきまして、平成16年10月1日付け保医発第1001005号で厚生労働省保険局医療課長より別紙1のとおり取り扱う旨日本医師会を通じて通知がありました。

区分「C111」在宅肺高血圧症患者指導管理料(1,500点)は、入院中の患者以外の「原発性肺高血圧症患者」に対して、プロスタグランジンI₂製剤(静注用フローラン0.5mg、同1.5mg)の投与等に関する指導管理を行った場合に算定できる取扱いとなっております。

今回の通知は、今般、当該プロスタグランジンI₂製剤について、薬事法上の効能・効果が追加され、効能・効果が「肺動脈性肺高血圧症」に改められたことに伴い、在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いを示したものであります。なお、「肺動脈性肺高血圧症」は「原発性肺高血圧症」と「特定の疾患に伴う肺高血圧症」を含む疾患名です。

本通知により、在宅肺高血圧症患者指導管理料の保険上の取扱いは、下記の通りとなりましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、本通知の内容について、日本医師会において別紙2のとおり整理されています。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌11月1日号に掲載を予定されています。

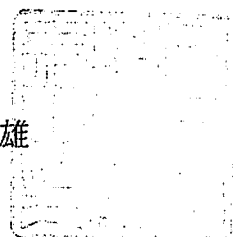
記

肺動脈性肺高血圧症(原発性肺高血圧症を除く。)の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて、診療報酬点数表別表第一第2章第2部第2節区分C111在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できることとする。

日医発第 768 号 (保 97)
平成 16 年 10 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治 雄



プロスタグランジン I₂ 製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う
在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

標記について、平成 16 年 10 月 1 日付保医発第 1001005 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知がありました。

区分「C 1 1 1」在宅肺高血圧症患者指導管理料 (1,500 点) は入院中の患者以外の「原発性肺高血圧症患者」に対して、プロスタグランジン I₂ 製剤 (静注用フローラン 0.5mg, 同 1.5mg) の投与等に関する指導管理を行った場合に算定できる取扱いとなっております。

今回の通知は、今般、当該プロスタグランジン I₂ 製剤について、薬事法上の効能・効果が追加され、効能・効果が「肺動脈性肺高血圧症」に改められたことに伴い、在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いを示したものであります。なお、「肺動脈性肺高血圧症」は「原発性肺高血圧症」と「特定の疾患に伴う肺高血圧症」を含む疾患名です。

本通知により、在宅肺高血圧症患者指導管理料の保険上の取扱いは下記の通りとなりましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月 1 日号に掲載を予定しております。

記

肺動脈性肺高血圧症 (原発性肺高血圧症を除く。) の患者であって入院中の患者以外

の患者に対してプロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて、診療報酬点数表別表第一第 2 章第 2 部第 2 節区分 C 1 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できることとする。

(添付資料)

1. プロスタグランジン I₂ 製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて
(平 16. 10. 1 保医発第 1001005 号厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて (日本医師会保険医療課)



保医発第 1001005 号
平成16年10月1日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



プロスタグランジンI₂製剤の薬事法上の効能・効果の追加に伴う
在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年厚生省告示第54号。以下「診療報酬点数表」という。）においては、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に、在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できる取扱いとなっているところであるが、今般、プロスタグランジンI₂製剤について薬事法上の効能・効果が追加されたことに伴い、その取扱いについて下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 保険適用上の取扱い

肺動脈性肺高血圧症（原発性肺高血圧症を除く。）の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて、診療報酬点数表別表第一第2章第2部第2節区分C111在宅肺高血圧症患者指導管理料を算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成16年2月27日保医発第0227001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第2節C111在宅肺高血圧症患者指導管理料に、次のように加える。

(3) 肺動脈性肺高血圧症（原発性肺高血圧症を除く。）の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて算定する。

■在宅肺高血圧症患者指導管理料の取扱いについて

平成16年10月1日 保医発第1001005号（平成16年10月1日適用）

C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料

1,500点

注1 原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に算定する。

2 携帯型精密輸液ポンプを使用した場合は、所定点数に10,000点を加算する。

平成16年2月27日保医発第0227001号の別添1の第2章「特掲診療料」第2部「在宅医療」第2節「在宅療養指導管理料」の「C111」在宅肺高血圧症患者指導管理料を右のように改める。（下線部追加）

（在宅肺高血圧症患者指導管理料について）

（1）「プロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等」とは、在宅において、原発性肺高血圧症患者自らが携帯型精密輸液ポンプを用いてプロスタグランジンI₂製剤を投与する場合に、医師が患者または患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点および緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行うことをいう。

（2）「注2」に規定する加算には、カセット、延長チューブその他携帯型精密輸液ポンプに必要なすべての機器等の費用が含まれ、別に算定できない。

（3）肺動脈性肺高血圧症（原発性肺高血圧症を除く。）の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合にあっては、当分の間、原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対してプロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等を行った場合に準じて算定する。

（日本医師会保険医療課）